

平成19年第2回（7月）臨時会

県央県南広域環境組合
議会 会議録

平成19年 第2回 県央県南広域環境組合議会臨時会会議録

平成19年7月10日 (1日間) 午後2時00分 開会

平成19年第2回県央県南広域環境組合議会臨時会は、諫早市の諫早観光ホテル
道具屋に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 松本 匠	2 番 永尾 邦忠	3 番 古川 利光
4 番 野副 秀幸	5 番 石場 照喜	6 番 牟田 央
7 番 木村 和俊	8 番 柴田 安宣	9 番 町田 誠
11 番 岩永 和昭	12 番 馬渡 光春	13 番 中村 敏治

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管 理 者 吉次 邦夫	副管理者 吉岡 庭二郎	副管理者 奥村 慎太郎
副管理者 松島 世佳	代表監査委員 本村 三郎	
事務局長 金原 憲昭	総務課長 今里 良二	施設課長 坂本 昌晴
施設課長補佐 田中 金大	施設課長補佐 山本 修	管理係長 土井 勝好
施設課職員 杉本 克也	総務課職員 濱崎 和也	

3 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

書 記 長 森 祐作 書 記 山田 圭二 書 記 湯田 誠一

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	議長の選挙について
日程第2	副議長の選挙について
日程第3	議席の指定について
日程第4	会議録署名議員の指名について
日程第5	会期の決定について
日程第6	議会運営委員会委員の選任について

- 日程第7 報告第 1号 繰越明許費について（平成18年度県央県南広域環境組合一般会計）
- 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第 6号 専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合管理者、副管理者及び収入役の報酬に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合旅費支給条例の一部を改正する条例）
- 議案第 8号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号））
- 議案第 9号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号））
- 議案第10号 監査委員（識見を有する者のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて
- 議案第11号 監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて

5 議事の経過

（午後2時00分 開会）

○議会書記長（森祐作君）

皆さん、こんにちは。議会事務局より申しあげます。本年2月の組合議会の後、島原市議会議員の任期満了や諫早市議会では委員の委員会構成に変更があったこと、又、雲仙市議会では議員に欠員補充があったことなどがございまして、今回は最初の議会でございますが、議長の職務を行うものがおりません。議長が選挙されるまで地方自治法第107条の規定に基づき、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日、出席議員の中で、石場照喜議員が年長の議員でございますので、ご紹介申しあげます。石場照喜議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（石場照喜君）

ただ今、ご紹介いただきました石場でございます。
地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。
どうぞよろしくお願いたします。

これより、平成19年第2回県央県南広域環境組合議会臨時会を、開会いたします。

ただ今の出席数は、12名でございます。定足数に達しております。今期臨時会の説明員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

議事に先立ちまして、先程、書記長から説明がありましたとおり、組合議員が新たに選出されておりますので、新しく組合議員となられた方々をご紹介いたします。

書記長に朗読させます。よろしく。

○議会書記長（森 祐作君）

朗読いたします。

島原市議会議員の 馬渡 光春 議員

島原市議会議員の 松本 匠 議員

島原市議会議員の 永尾 邦忠 議員

諫早市議会議員の 古川 利光 議員

諫早市議会議員の 野副 秀幸 議員

諫早市議会議員の 石場 照喜 議員

諫早市議会議員の 牟田 央 議員

諫早市議会議員の 木村 和俊 議員

諫早市議会議員の 中村 敏治 議員

雲仙市議会議員の 柴田 安宣 議員

以上でございます。

○臨時議長（石場照喜君）

朗読が終わりましたので、これから。

この際、議事の進行上、「仮議席」を指定いたします。

ただ今、ご着席の議席を仮議席として指定いたします。

管理者より、発言を求められておりますので、この際、発言を許可します。

○管理者（吉次邦夫君）

臨時議長

○臨時議長（石場照喜君）

管理者、どうぞ。

○管理者（吉次邦夫君）

一言ごあいさつを申し上げます。

本日、県央県南広域環境組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中をご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

去る5月の島原市議会議員選挙で市民の皆様方のご信任を得られた議員として、ご当選を果たされた方々に対し、心からお慶び申し上げます。

おめでとうございます。皆様におかれましては今後ともご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日提出いたしました議案は、報告第1号「繰越明許費について」ほか6件でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、議案第9号に関連して県央県南クリーンセンター「改善改良工事」につきまして、後ほど事務局長から説明をいたさせますが、併せて、県央県南クリーンセンターの運転管理を委託しております JFE 環境ソリューションズ株式会社からも説明させていただきたいとの要望がっておりますので、よろしくお願い致します。

簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

○臨時議長（石場照喜君）

どうもありがとうございました。

ここで、全員協議会を開くためしばらく休憩いたします。

(午後2時 6分休憩)

(午後2時20分再開)

○臨時議長（石場照喜君）

休憩前に引き続き、本会議を開会いたします。

それでは、議長の選挙につきましては、投票による方法で行いたいと存じます。

お諮りします。投票による方法で行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長（石場照喜君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙の方法は、投票による方法に決定いたしました。

○臨時議長（石場照喜君）

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○臨時議長（石場照喜君）

ただ今の出席議員数は、12名であります。

投票用紙を配付いたします。

○臨時議長（石場照喜君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「投票用紙に印鑑なし」の声あり)

○臨時議長（石場照喜君）

みなさんにお諮りしますけども、印鑑をですね、ここに持参してないというこ

となんで、なんかいい方法がございましたら、と思いますけど。

(発言する者あり)

○臨時議長（石場照喜君）

休憩をとりましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長（石場照喜君）

それでは、休憩をいたします。

(午後2時26分休憩)

(午後2時45分再開)

○臨時議長（石場照喜君）

長らくお待たせいたしました。ただ今から休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

投票用紙を配布いたします。

○臨時議長（石場照喜君）

配布漏れありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（石場照喜君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。どうぞ、点検。

○臨時議長（石場照喜君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

点呼いたします。

○書記長（森祐作君）

投票の方よろしいでしょうか。

それでは、点呼させていただきます。

馬渡 光春 議員

松本 匠 議員

永尾 邦忠 議員

古川 利光 議員

野副 秀幸 議員

牟田 央 議員

木村 和俊 議員

中村 敏治 議員

柴田 安宣 議員

町田 誠 議員

岩永 和昭 議員

石場 照喜 議員

○臨時議長（石場照喜君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり。）

○臨時議長（石場照喜君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

○臨時議長（石場照喜君）

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（石場照喜君）

ただ今から、開票を行います。

会議規則第3 1 条第2 項の規定により、立会人に木村和俊議員及び柴田安宣議員を指名いたします。

両議員の立会いを願います。

（開票）

○臨時議長（石場照喜君）

それでは、選挙結果を報告いたします。

投票総数1 2 票。これは先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち、有効投票1 1 票、無効投票1 票、有効投票中 中村敏治議員1 0 票、牟田央議員1 票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3 票であります。

中村敏治議員が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました中村敏治議員が議長におられますので、議長席から議会規則第3 2 条第2 項により告知いたします。

議長就任の承諾をお願いします。どうぞ、交代します。

これをもちまして、臨時議長の職務を終わりましたので、新議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

中村議長どうぞ。

○議長（中村敏治君）

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

先程、議員各位の皆様方の投票によりまして、私が議長に就任することになりました。大変、重職でございますけれども、広域行政の円滑な推進と発展のために努めて参ります。

今後、一つ、議員各位の一層のご支援とご協力をお願いいたします。
ここで全員協議会を開きますので、しばらく休憩いたします。

(午後 2 時 5 8 分休憩)

(午後 3 時 0 1 分再開)

○議長（中村敏治君）

次に、日程第 2 「副議長の選挙について」を議題といたします。本会議を開きます。選挙の方法として、投票による方法と決定をいたしましたので、そのように処理をいたしたいと思えます。

(発言する者あり)

○議長（中村敏治君）

それでは、投票による方法として、選挙の方法については、投票による方法と行います。

お諮りいたします。投票による方法で行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の方法は、投票による方法に決定いたしました。

○議長（中村敏治君）

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長（中村敏治君）

ただ今の出席議員数は、12名であります。

投票用紙を配布いたします。

○議長（中村敏治君）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中村敏治君）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

○議長（中村敏治君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

点呼いたします。

○書記長（森祐作君）

それでは、よろしく申し上げます。

馬渡 光春 議員
松本 匠 議員
永尾 邦忠 議員
古川 利光 議員
野副 秀幸 議員
石場 照喜 議員
牟田 央 議員
木村 和俊 議員
柴田 安宣 議員
町田 誠 議員
岩永 和昭 議員
中村 敏治 議員

○議長（中村敏治君）

投票漏れはありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

投票漏れはなしと認めます。
投票を終了いたします。

○議長（中村敏治君）

議場の閉鎖を解きます。
（議場開鎖）

○議長（中村敏治君）

ただ今から、開票を行います。
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に町田誠議員及び岩永和昭議員を指名いたします。
立会いをお願いします。
（開票）

○議長（中村敏治君）

選挙の結果を報告いたします。
投票総数12票。これは、先程の出席議員数に符合いたしております。
そのうち、有効投票11票、無効投票1票。有効投票中 馬渡光春議員11票。
以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票であります。
馬渡光春議員が副議長に当選されました。
ただ今、副議長に当選されました馬渡光春議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、一言ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（馬渡光春君）

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、議員各位のご推挙を得まして県央県南広域環境組合議会副議長の要職に就くことになりました。

誠に光栄と存じ、深く感謝を申し上げる次第であります。

微力ではございますが、議長のもとに相助け合い、広域行政の進展と地方自治の発展のために努力を払い、議会運営の万全を期してまいりたいと考える次第でございます。

ここに、議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして簡単ではございますけれども、就任のあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村敏治君）

次に、日程第3「議席の指定」を行います。

議席は、議長において指定いたします。

議員諸君の議席番号と氏名を書記長に朗読いたさせます。

○書記長（森祐作君）

それでは、朗読いたします。

1番 松本 匠 議員

2番 永尾 邦忠 議員

3番 古川 利光 議員

4番 野副 秀幸 議員

5番 石場 照喜 議員

6番 牟田 央 議員

7番 木村 和俊 議員

8番 柴田 安宣 議員

9番 町田 誠 議員

10番 酒井 八洲仁 議員

11番 岩永 和昭 議員

12番 馬渡 光春 議員

13番 中村 敏治 議員

以上でございます。

○議長（中村敏治君）

ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

ただ今から、全員協議会を開くため、しばらく休憩いたします。

（午後3時10分休憩）

(午後 3 時 4 4 分再開)

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き、会議を開催します。

議事日程は、お手元に配布しております「議事日程表」により執り行いたいと思いますので、ご了承願います。

日程第 4「会議録署名議員の指名」についてを議題といたします。議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員は議長において石場照喜議員及び牟田央議員を指名いたします。

次に、日程第 5「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日一日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日間と決定いたしました。

○議長（中村敏治君）

次に日程第 5「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

日程第 6 ですね。失礼しました。「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員でありました内田豊議員、青木弘義議員、水田寿一議員から議員辞職願が提出されましたので受理いたしております。

よって議会運営委員会委員を 3 名選出する必要があります。委員の指名は、議会委員会条例第 5 条により議長が会議に諮って指名することとなっております。

これによって、議会運営委員会委員の任期満了に伴う委員を議長により指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認め、議長により議会運営委員会委員を指名いたします。1 番松本匠議員。3 番古川利光議員。4 番野副秀幸議員を指名いたします。以上 3 名の皆様と 9 番町田誠議員、11 番岩永和昭議員には議会運営委員会委員を務めてい

いただきます。よろしくお願いいたします。次に、事務局から発言を求められておりますので、この際許可します。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

みなさん、こんにちは。大変混乱をきたしておまして、申し訳なく思っております。私、今度4月1日に諫早市から派遣を受けまして、事務局長に就任しております金原憲昭と申します。浅学非才ではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

前局長同様、今後、議員の皆様におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。先程の件でございますけれども、あの出来ましたら、全員協議会に切り替えていただきまして、先程、JFE、あの～管理運営をやってるメーカーでございますけれども、一緒に私どもと、今回の県央県南クリーンセンターの改善改良計画につきまして、ご説明させていただければというふうに思いますけれども。是非、議長の方でよろしくお取り計らいいただければと思っております。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

しばらく、休憩いたします。

それでは、ただ今から、議会運営委員会を開いていただいて、今日の今後の日程ですか、について協議をお願いしたいと、それと正、副委員長ですかね。併せてお願いしたいと。それではしばらく休憩します。

よろしくお願いいたします。

（午後3時48分休憩）

（午後4時07分再開）

○議長（中村敏治君）

それでは、本会議を再開いたします。

先程、議会運営委員会を急遽お願いをしたところ、委員長さんにですね、古川諫早市前議長さん、副委員長さんはですね、残任期間がございますので、その後ということで選任していただいたんですけど、そういうことをご了承いただきたいと思えます。

それでは、あの～、議運の結果につきまして、委員長さんの方からご報告をお願いしたいと思います。古川議員。

○3番（古川利光君）

議会運営委員会を開催させていただきまして、6まで日程が経過いたしましたけども、その後、JFEの説明を聞くかどうかという協議をいたしました。色々なJFEでも事情があるようでございますので、まず、あの当局の説明、そして、JFEの説明を全員協議会でお聞きして、それからあと日程に従って進むということで決定をいたしました。時間がどうも今から説明だけで40分ぐらい、そしてその質疑含めてですから、少し時間は長くかかるということを腹の中に入れて聞いていただきたいと思います。

○議長（中村敏治君）

それでは、全員協議会を開くため、しばらく休憩いたします。

（午後4時09分休憩）

（午後4時59分再開）

○議長（中村敏治君）

本会議を再開いたします。5時になりましたら、本会議を延長いたします。引き続き全員協議会を開くため休憩いたします。

（午後4時59分休憩）

（午後5時04分再開）

○議長（中村敏治君）

次の日程第7、ただ今から引き続き本会議を開催いたします。

次に日程第7 報告第1号。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

休憩とりましょうか。休憩を5分とらせていただきます。

（午後5時05分休憩）

（午後5時13分再開）

○議長（中村敏治君）

それでは、本会議を再開いたします。

あの～、同一議題に対する質疑は3回までとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に日程第7、報告第1号「繰越明許費について（平成18年度県央県南広域環境組一般会計）」についてですが、本件は、議案第8号「専決処分承認を求めることについて（平成18年度県央県南広域環境組一般会計補正予算（第2号）」と関連しておりますので、後ほど議案第8号と併せて説明をお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

次に、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例）」から議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合旅費支給条例の一部を改正する条例）」3議案は関連しておりますので一括して議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長

○議長（中村敏治君）

事務局長

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例）」から議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合旅費支給条例の一部を改正する条例）」3議案につきまして、一括してご説明いたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

改正の内容は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の平成19年4月1日施行により、収入役制度が廃止され、新たに会計管理者を置くこととされたことに伴い、本組合の条例も所要の改正をいたしましたものでございます。

なお、改正する条例の新旧対照表を参考に添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより議案第5号に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

○議長（中村敏治君）

お諮りいたします。議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例）」は承認するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村敏治君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は承認されました。

○議長(中村敏治君)

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(中村敏治君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(中村敏治君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

○議長(中村敏治君)

お諮りいたします。議案第6号「専決処分の承認を求めることについて(県央
県南広域環境組合管理者、副管理者及び収入役の報酬に関する条例の一部を改正
する条例)」は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村敏治君)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は承認されました。

○議長(中村敏治君)

議案第7号「専決処分の承認を求めることについて(県央県南広域環境組合旅
費支給条例の一部を改正する条例)」に対する討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(中村敏治君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

○議長(中村敏治君)

お諮りいたします。議案第7号「専決処分の承認を求めることについて(県央
県南広域環境組合旅費支給条例の一部を改正する条例)」は承認することにご異
議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村敏治君)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は承認されました。

○議長(中村敏治君)

次に、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成18年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」と報告第1号「繰越明許費について（平成18年度県央県南広域環境組合一般会計）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長

○議長（中村敏治君）

事務局長

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、まず、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成18年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

内容は、本組合が平成18年度事業として実施した市道（小岩線・小豆崎古場山線）改良事業の事業費79,483,551円のうち72,485,000円と中田町ゲートボール場整備補助事業の事業費24,257,634円のうち13,531,000円、総額86,016,000円を地方自治法第213条第1項の規定により平成19年度に繰り越して使用するものです。

繰越の理由でございますが、市道（小岩線、小豆崎古場山線）改良事業については、工事に伴います路面排水の問題などで地元との調整に不測の日数を要したため、また、中田町ゲートボール場整備補助事業につきましては、実施主体である地元自治会が用地購入に不測の日数を要し、年度内の完成が困難になったためでございます。

財源の内訳は、すべて一般財源となっております。

引き続きまして、報告第1号「繰越明許費について」をご説明します。

本件は、平成18年度県央県南広域環境組合一般会計予算につきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、歳出予算の経費を専決処分し、平成19年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告を行うものでございます。

次のページの別紙をご覧くださいと思います。

市道（小岩線、小豆崎古場山線）改良事業、繰越明許費72,485,000円のうち72,483,551円、中田町ゲートボール場整備補助事業、繰越明許費13,531,000円のうち13,530,550円、合わせて86,014,101円を平成19年度に繰り越しております。

繰越の理由につきましては、先程の議案第8号でご説明いたしたとおりでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより議案第8号に対する質疑に入ります。

○議長（中村敏治君）

○7番（木村和俊君）

はい。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

2点、お尋ねをいたします。

一つは中田町のゲートボール場及び市道小岩線、小豆崎古場山線。これの現在の状況ですね。工事の着手状況、完成状況、それがどうなっているのか、説明をお願いしたいと思います。あと事業の完成、19年度の事業の完成の見込みはどのようなかですね。説明をお願いしたいと思います。

二つ目は、これはいずれも焼却場クリーンセンター建設に伴う地元還元事業ということですがけれども、この他にですね、いわゆる地元対策、還元事業ですか、対策事業ですか、こうしたことで計画されてる事業はどのようなものがあとあるのかですね、その辺についても説明をしていただきたいというふうに思います。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

現在の工事の概要ですが、小岩線につきましては、3工区ありまして、6月下旬までに完成をいたしております。一つの工区だけが、8月15日までという予定で取り組んでおります。それから、小豆崎古場山線につきましては、一応、6月末までに全部完成してございまして、あと検査、支払いと形になります。

それから、中田町のゲートボール場整備事業につきましては、現在、まだ工事が進めてございまして、7月一杯で完成する予定となっております。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

もう一つのご質問の今後どういう事業があるかということでございますけれども、こちらにつきましては、御手水町の方にですね、地元還元事業ということで、公民館と運動場の整備というものを計画させていただいているところでございます。19年度の予算でございます。事業費につきましては、6,800万、約6,800万でございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

はい。あの～分かります。そうするとこの繰り越した予算は、事業は19年度で全部出来る見込だというふうに理解をさせていただいておりますので、それはいいんですね。それともう一つ、その～、いわゆる地元対策事業、あの～、あと残されてるのは、御手水の公民館事業の6,800万ですか、これでもうお終いだというふうに理解をさせていただくのかどうかですね、そのことのご返事をお願いします。それでね、併せてこれまでのいわゆる地元対策、地元還元事業、これにどういう事業でどれくらいの事業費を使ったのかね、一覧表があると思いますので、議会終わったからでも結構ですので、是非よろしくをお願いします。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

はい。今、お話あったとおりでございます。19年度で地元還元事業については、終了ということになって参ります。あと資料につきましては、後程、準備したいと思っております。以上でございます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

まあ、地元還元事業なんですけど、これは何年度からね、始まったのか、そういう一番最初、11年に組合が出来て、用地買収かかって、そういうその地元還元に使われたお金ですよ、そこら辺の部分。11年、12年、13年、14年、過去から19年が最終であるということであれば、そこら辺の部分は答弁いただ

ければ答弁いただいて、その後、資料をいただくことができるかどうか、そこら辺をお尋ねします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長

○議長（中村敏治君）

事務局長

○事務局長（金原憲昭君）

これまでの地元還元事業の内容、金額というふうなことでございますけれども、申し訳ございません。資料を本日、用意出来ておりませんので、あとから先程の木村議員の内容を含めまして、資料でお渡ししたいというふうに思っております。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○議長（中村敏治君）

他になれば、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

○議長（中村敏治君）

これより議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成18年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」に対する討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって討論お終結し、採決いたします。

○議長（中村敏治君）

お諮りいたします。議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成18年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は承認されました。

○議長（中村敏治君）

次に議案、続いて、次に議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長

○議長（中村敏治君）

事務局長

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」につきましてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

内容は、平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億774万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億5,860万3,000円とするものでございます。

3ページの「第1表歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入でございますが、7款諸収入2億774万1,000円を補正し2億2,506万1,000円とするものでございます。

恐れ入ります。次のページの歳出でございますが、3款衛生費で2億774万1,000円を補正し20億6,009万9,000円とするものでございます。

次に歳出の詳細でございます。恐れ入ります。8ページをお開きください。

3款衛生費1項清掃費1目クリーンセンター費に2億774万1,000円をお願いしております。内容は廃棄物処理の委託料でございます。

補正予算の内容は、先ほど進捗等の報告の際、先程の説明で触れましたとおり、県央県南クリーンセンター改善改良工事の実施に伴い、長崎市と菊池市内の一般廃棄物処理施設にごみ処理の一部を委託する委託料であります。

経過についてでございますが、事業の状況等でご説明しておりますので、割愛させていただきたいと思っております。今回、改善改良工事の前提となりますその処理費用を専決処分をいたしましたものでございます。

なお、契約を組合として取り交わす必要がございますが、この費用については、JFE環境ソリューションズ株式会社が全額負担するということになっておりますので、歳入歳出同額補正をしたものでございます。金額につきましては、本日、お配りしている資料でございますので、それをご覧くださいというふうに思います。資料について、説明をさせていただきたいと思っております。議案第9号参考資料、右上に記載いたしております。よろしゅうございますか。外部委託の単価と処理金額の内訳でございます。まず、長崎市でございますけれども、長崎市には可燃ごみの処理の委託をいたしてございまして、そこに単価2万6,000円、予定数量6,300トン、予定額1億6,380万、次に下段の方でございますけれども、それが熊本県菊池にございます処理施設でございます。まず、4行ございます。一番上の処理委託料金でございますけれども、これは5万1,240円、予

定数量が210トン、予定額が1,076万400円、これが東部リレーセンターから出てまいりますごみの内、長崎市に持っていきます以外、長崎市がごみの受け入れがプラスチック類が可燃ごみとして分類いたしておりませんので、当然、東部の方から、東部のごみから可燃ごみとして長崎市へお願いいたします生ごみ等でございますけれども、それ以外のプラスチック類を分けまして、これを熊本県の菊池の方へ持って参る予定でございます。で、

(発言する者あり)

○事務局長（金原憲昭君）

はい。その下の下、処理委託料金でございますけれども、これが現在、県央県南クリーンセンターに仮置きしておりますフレコン入りの木屑等のごみでございます。これが、処理単価が5万1,240円、トン当たり、予定数量が400トン、金額が2,049万6,000円、その上下のそれぞれ運搬委託料金でございますけれども、上段の方がフレコン、あのプラスチック類のごみ、下の方がトラックで運搬しますけれども、10トントラックで運搬いたしますけれども、フレコンに入っております木屑等の搬送料金でございます。これらを合わせまして、先程お願いいたしました2億774万1,000円の合計額になっております。

また、長崎市に搬送いたしますごみにかかる搬送料でございますけれども、現在、東部、西部にかかります私どもクリーンセンターまでの搬入方法につきましては、田中運送と記載しておりますけれども、ここに委託をしてクリーンセンターまで運んで来ております。それを東部の方ですけども、長崎市まで運んでいただくこととなりますので、当然、若干距離が長くなります。その分にかかる経費を1台当たり3,626円、予定数量は900台というふうに試算をしておりますけれども、これにつきましては、現計予算の方で対応する予定でございます。以上でございます。

以上で、議案第9号の「専決処分の承認を求めることについて」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより議案第9号に対する質疑に入ります。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

あの～、私も初めてで失礼なんですけれども、ここに分担金等の金額が挙がっておりますけれども、この分担金についての今までの経緯とそれから今後、何年先ま

でどういう形で分担を関係市がしていくのかなと気になるものですから、それについてのまあ今回、資料があれば説明していただきたいということともう一つはこの先程 JFE が改善計画を出されたことに伴って、色々な問題が変わってくるだろうと思いますから、ここの数字の中で出てきてない問題ですね、この平成17年度の数字が補正予算の時の数字がここにある訳ですけども、燃料費、光熱水費、要するにガス代と電気代等は平成17年度から18年度について多分使われた分が出てくるだろうと、ごみの処分料ということがあってですね、今回、改善することによって、今後、どういうふうな改善が出来たのかなということを参考のために必要と思いますから、今回のここの中の説明の資料では出てないですから後で結構と思うんですけど、そのガス代、電気代、ごみのどれ位の焼却をしたのか、改善することによって、どういうふうに変わってきたのかということをして今後の勉強させていただきたいと思うものですから、それを今回、この中身についての資料を出していただきたいと思いますけど。

あのガス代、電気代ですね。17年度分と18年度分とそれから19年度の補正の中で入ってることはこれは分担費ですから、今後、改善することによって、変わるだろうと思うものですから、どういうふうに変わったかということのために資料を出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長

○議長（中村敏治君）

事務局長

○事務局長（金原憲昭君）

今のご質問と申しますか、につきましてちょっと可能かどうか分かりませんが、先程、これまでの用役費につきましては、全部実績確認しておりますけども、今回、改善改良工事を行うことによりまして、どれだけ用役費等の削減になるかというのは現在、JFE の方も期待が出来るというふうにはっきり言ってますけども、具体的にどの位になるのかというのはちょっとまだ説明を我々も受けてない状況でございまして、それで決算等が出てくれば、分かると思うんですけども、現時点でそこというのは非常に難しいというふうに思っております。

これまでの部分につきましては、資料はお出しすることは可能と思っております。

○議長（中村敏治君）

よろしゅうございますか。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

あの～、言葉足らずで申し訳なかったんですけども、あの今、事務局長が説明されたとおり、今後、変わるであろうということ推測したいもんですから、その数字を出せじゃないんです。今までの分17年分、18年度分、19年度分のデータを電気代、ガス代等がこれ位かかってますとトン当たりいくらの経費になっていきますということを出して頂きたいと、そして、今後、改善することによって、こういうふうな改善が出来ましたということの数字を把握したいために、今までの分の詳しいやつを出して頂きたいということなんですけど。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

お尋ねの過去の状態でございます。詳しい状態をとということですので、ちょっとあの詳しい形というのが、どういうレベルかということもございますので、また、お話いただきながら、詰めさせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

（発言する者あり）

○総務課長（今里良二君）

はい、総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

今、ちょっと手元にございませんで、後もって提出させていただきたいと思えます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

その数字、ガスと電気代等の数字は後で結構と思うんですけど、今、最初に言った24億の分担金等の今から先までの今までの経緯と今から先までこういう形で分担がいきますよということの出来れば出していただきたいという質問をしたんですけど、それについての答弁、まだもらってないんですけど。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

はい、分担金につきましても、後もって、お出しさせていただきたいと思っております。あくまでその将来のことということになりますけど、あくまで予測ということになるかと思っておりますけども、お出しをさせていただきたいと思っております。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

補正予算の方でございますけども、処理委託料は、東部リレーセンターの可燃物をまた、この前のように長崎の清掃センターにということでございますけども、この前、ピットの量が多すぎて、その分をやっぱり長崎の方に委託をしたと、これもその時も東部リレーセンターの品物を長崎の焼却炉に持っていった訳ですけども、東部リレーセンターのごみを持っていく理由がある訳ですかね。例えば、西部リレーがまだ、近いんですよ、処理場まで。なんで、東部リレーセンターのをそのまま前回も今回も長崎の方に搬入するのか。あの～、ごみの質が違うんですか、例えば、集める方法が、分別が違うんでしょうかね。

○事務局長（金原憲昭君）

はい、事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

はい、東部、17年度も東部の方から長崎市へ持っていったんですけど、長崎市の分類と東部地区の島原地区の分類がほぼ一緒ということでございまして、例えば、具体的に長崎市の方は、プラスチック類は燃やすごみという位置づけをしておりますので、まあ島原市さんも一緒でございますので、例えば、西部辺りから持っていった場合は、また、諫早市から持っていった場合は、すべてのごみにプラスチック類が入っておりますので、すべて抜く必要がある。ただし、東部の方から持っていけば、島原市さんにおいては、プラスチック類が混入されておられませんので、他地区の分だけ抜けばいいということで、持っていくという準備作業が非常にやり易いというのが、一番大きな理由でございます。以上です。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

同じこのように県央県南広域環境組合を組織しながら、それぞれ分別の方法が違っていると、ごみの質が違っていると。やっぱりある程度、統一してですね、一緒にとにかく炉に負担がかからないようにやるべきじゃないかなと思っております。特にこの今、議題になっております長崎市に搬入する場です、今、島原市が分別をしている、この方法と何か変わる所がありませんか。例えば、そのままの方法で集め方でそのまま持っていくと、ですね。例えば長崎に搬入するから例えば6,300トン。これを持っていくから今までの方法とちょっと搬入が違うよと、変更はありますか、ないでしょうか。ちょっとお願いします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

私どもからいたしますと、もしもそういったその期間だけ、そういった分類をしていただくというのが可能であれば、非常に助かるというふうに思っております。ただ、やっぱりそれぞれ今、4市で構成いたしております、私どもが担当いたしておりますのは、ごみ処理ということでございまして、4市それぞれその分別の方法、並びに分別にかかります処理手数料と申しますか、異なっております、もう私どもとすれば、もしもそういった統一とかですね、お願いできれば非常に幸いというふうに思っているところでございます。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

3回目ですので、すいません。

今、事務局長からお話がありましたように、とにかくもうメーカーのどうのこうのとじゃなく、とにかくごみを減らそうと、4市で一生懸命になって、で負担を、例えばですよ、負担金をごみの量に比例すればどうかと、それぞれが努力をしてですよ、減らさんならもうマックスまで来ている、故障しいよる機械はですね、これはもう大変ですけども、とにかくお互いに4市が一生懸命になってごみを減らす努力を、目標数値を持ってですよ、するべきじゃないかなと思ってお

ります。これもお互い議員も4市から出ておりますし、理事者、特に首長さんもおられることだし、お互いがやっぱり一つの目標を持って一生懸命やらないと駄目だなと思うんです。特に、私、島原市ですけど、島原市の方は分別も大変厳しくやっておる、こういうのをやっぱり一つの工法としてですよ、やるべきじゃないかなと思っておりますし、一つ最後の質問いたしますけど、本来、東部リレーセンターのを長崎に運んだ発泡スチロールは駄目だと、今まで発泡スチロールと一緒に可燃に入れとったはずですけど、発泡スチロールは駄目だと、ちょっと今電話がかかってきまして、それは長崎市に搬入する場合はこれは認めないという事案があるということでございますけど、しっかりそのところは確認をしていたければなと思っております。

○議長（中村敏治君）

答弁はいいですか。
(発言する者あり)

○総務課長（今里良二君）

はい、総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

東部リレーセンターの方ですね、受け入れをいたしまして、その後、中で分別をして、そして、発泡スチロールは外して、長崎の方に持っていくという形になろうかと考えております。
(発言する者あり)

○総務課長（今里良二君）

はい、総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

こちらの方で確認をさせていただきたいと思っております。

○4番（野副秀幸君）

議長。

○議長（中村敏治君）

野副議員。

○4番（野副秀幸君）

管理者にお伺いします。今、あの～馬渡議員の意見とも質疑とも同じところもあると思うんですけど、今メーカーさんからもしっかりと説明も聞きました。まあ3年半ですよ。2年半ですかね。その中で今後しっかりと望んでいくとい

うことで説明を聞いた訳なんですけど、馬渡さんもお話になったようにやっぱりこういう広域自治体もしっかりした大きな基盤が出来ました。私たちも2年間勉強していきますけども、僕たちもやっぱり勉強していく中で、やっぱりしっかりした勉強をしていきたいとそういう中で是非、今度、あの～新予算の中でそういう予算を組んでいただいて、僕たちもまた勉強する先進地の機会も持っていただければなど、また、僕たちの勉強した角度から市民の見た角度から見て、今言われたような4市がしっかりとした歩みで一緒に出来るような、例えば市民に配るパンフレットをしても組合側の職員の皆さんの意見、僕たちの意見、メーカーの意見というのが、反映されてというのが配布されていくなれば、分別にせよ、いろんな形にせよ、市民の協力を得るんじゃないかなろうかとそういう勉強する機会とですね、そういう日にちと予算というのは失礼ですけども、そういうのを今後、しっかり組んでいただいて、この炉が負担金が1円でも減っていくように、また、このメーカーが一生懸命される炉が1日でも永く延命できるような取り組みをしていきたいと思っておりますけども、その辺の管理者としての考えを教えてください。取り組みを。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

まあ、もっともな話でございます。やっぱり先程の馬渡副議長からもお話ございました。あの全体ですねごみ量を減らすというのが一番大事だと思います。あの～、221トンというのが、一応のこの計画ですね、としての訳でございますけれども、それは80,665トンということでございますが、実態は86,000トン位ある訳で、そうしますと235トン位になる訳でございます。どうしても、オーバーする訳でございますが、まあ、あの～、これを作る時に過去の何年か5年かそれ位ですね、平均いたしまして、それでまあ国の承認、県の承認もらってやった訳でございますけども、そういったことで、どうしてもですね、相対的にやっぱり減らしていくということが一番大事だと思っております。まあ、あの各市もですね、それぞれ努力はしておられる訳でございますので、例えばですね、今、諫早市でやっておりますのは、リサイクル、要するにこの紙類ですね、紙類を出来るだけリサイクルに回そうということで、実はまあ私の所では明日の月に1回でございますが、明日はですね、新聞紙だとか、ダンボールとか、厚紙をあるいは雑紙等を明日朝、収集するというところでございますのでそういうことでそれぞれが努力せにやいかんと、また、それをですね、今おっしゃられたように市民の方々にも認識を持ってもらうということでのこの研修といえますかね、

あの PR といいいますか、そういったことは必要でございますし、やはりそれぞれの市、力を合わせてやっていかなければならないというふうに思っております。まあ、そういったことで、この今のごみ焼却の施設につきましてもですね、先程からお話がございますように、改善改良してもらいましてですね、出来るだけこの機械がですね、今後ともスムーズに運転でき、そして、また、皆様方の生活にですね、暮らしやすい生活が出来るような形でしなければならないというふうに思っている訳でございます。

このごみ対策というのは非常に重要な問題でございますので、今後ともですね、そのようなことで、議員の皆様方の研修を兼ねましてですね、そういうことで予算のことにつきましても、今後とも色々研究して参りたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

いくつか、お尋ねいたします。

この議案は、今のクリーンセンターの施設を改善改良することに伴うごみを外部に委託するという予算をですね、あの～、の議案です。

で、一つはですね、昨年度、長崎にごみを処理委託しましたですね。そして、今年度また、こういった形でその、どうしても処理が出来ないということで長崎とか熊本に委託をすると、私ね、本当にこの処理施設はね、当初は一日300トンのごみを処理することが出来る最新式の施設なんだということを事前に説明をしてね、そして作られた147億円ですかね、それだけの建設費をつぎ込んで作った施設なんですよ。その施設が僅か1年か今年で3年目ですかね、その間にね、こういった、よそのごみ処理施設に委託をせざるを得ない、しかもその改造、改良というんですかね、大規模な改造改良をせにやいかんというのはね、本当に異常な事態だというふうに思うんです。私はそれでね、まず、最初にね、そういったことにも関わらず、そういった予算をね、専決で処分してしまうと、本当に私けしからんと思うんですよ。なんで、それならそれなりのね、議会を開いてきちんと事前に議会の承認を得た上で、予算を組むと。最低限、そこをすべきだというふうに思うんです。そういったことなしに、なんでこういったことが専決で処理されるのかと。このことについて、管理者の認識をきちんと聞かせていただきたいというふうに思うんです。

それから二つ目。今後ね、この施設の先程、説明があつたような内容のね、改

善改良をやったとしても果たしてまともな炉になるのかどうか。多くの人が私、不安を抱えていると私は思うんです。しかも、その改善改良の内容を聞いてみましてもね、連結部分の根詰りについては、まだ、その工法さえ確定していないと、どういう工事をするかは今実験中だという訳でしょ。なんでそういった内容ものに伴う予算を議会が承認することができますか。そういったその施設の不備な所を改良改善するけど、その内容についてはまだ確定していないと実験中だという訳でしょ。こういった内容のね、ことについて管理者はもう大丈夫だというふうにお考えなのかどうか。その辺についても聞かせていただきたいというふうに思います。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

まず、あの予算の計上の仕方についてでございますが、まあ、それぞれの市のですね、議会の関係もございまして、出来るだけ私どもも早くですね、したいということございましたが、ただ、それと長崎市の受け入れの問題、菊池市の受け入れの問題、このタイミング的なこともございましたので、専決処分させていただいたものでございます。そんなことで、出来るだけ早くこの専決処分についてのご承認をとということで今回の議会にですねお願いしたようなことでございます。それから、あの改善改良をやる訳でございますが、ただ一点、今日も説明がありましたように、連結管の所がですね、若干まだ残ってる訳でございますが、それはそれですすね、一応改良の仕方、その他について、今研究を続けているということでございますので、その段階でまた、どうするかということになろうかというふうに思っております。

あの～、いずれにいたしましても、炉の部分についてのですね、改善改良を進めて参りたいということでございますので、これは現実的な問題、現実的な処理の仕方としてですね、これは私はやむ得ないということですね、このようにお願いをいたしているところでございます。以上でございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

あの～、最初の件ですけどね、管理者ですね。私は事の重大性をね、どう認識しておられるのかと。管理者の専決でね、もうやっていいようなことじゃないと

私は思うんですよ。本当にその昨年度でしたかね、長崎に委託したのに引き続き今回はただ、委託だけじゃなくて、改造ね、改善、それに伴うこういった予算ですからね、これはやはり専決すべきじゃないと、やはりきちんと経過を議会に説明をしてね、そしてきちんと審議をしていただくというふうな対応をするのがね、最小限の管理者としての対応の仕方だろうというふうに思うんです。それがなされずにもう、専決をやってしもうて、いわゆる議会の事後承認ですよ、これは。こういった取り扱いをね、しておられることについてあなたの認識は、本当今の事態をね、本当に重大な事態だと、議会にもきちんと審議をしていただきたいという認識があるのかどうかということなんです。

二つ目はね、私も技術的なことはよく分からんよ。しかしね、メーカーの人が説明するように、連結部分についてはまた、修理の方法とか、それはまだ確定していませんと実験中ですよというんです。私はこの炉の性格からいってね、後で他所の確定した工事だけやって連結部分は後でしますというようなね、そういった工事が出来る性格のものじゃないと思うんです。炉を止めてやる訳ですから、その時にやはり一気に全部のね、連結部分を含めて全部の部分をやらんと出来る仕事じゃないと思うんです。にも関わらず、一部の連結部分についてはね、工事を、どういう工事をやるのか、工法をやるのか、これは確定していないと。しかもまだ実験中だという訳でしょ。そういったことでね、我々が予算を通していいのかどうか、管理者はよろしいというふうに対応していいのかどうか。その辺をどうお考えなんですかと私はもっときちんとしたね、対応をすべきだというふうに考えてるけどどうなんですかということですよ。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

まああの～、現実的な処理の問題といたしましてですね、それは私がね、ほっとく訳にはいきません。やっぱりそれはですね、きちっとしなければなりません。だからですね、緊急を要することです。会社の方とも話を詰めましたらですね、改善改良、もちろん自分のとこでやると、それからこの搬送につきましてもですね、それも自分とこの負担でやるからということで、一応予算的にはこういったことを計上いたしますけれども最終的には会社の方で負担するということですので、緊急を要するということで実は専決をしたようなことですので。それからあの、もちろんこの改善改良もですね、きちっと私は認識をいたしております。ですから、おっしゃるようにこの連結の所もですね、出来れば一緒にしてもらいたいというのが、私の希望でございます。ただし、

その辺がまだ、連結の所をですね、もう少し研究していかなければならないというこのようでございますので、差し当たりですね、炉の部分をこのように水漏れ、その他をですね、改善するというようなことでございますので、そういったことで私もですね、これをお願いをいたしている訳でございます。以上です。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

はい。そいじゃあの～、事務局の方にお尋ねをいたしますけどね。今度の改修、幾つかの炉の所とか、箇所があるようですが、それはですよ今市長が言われるように炉の所の改修工事とそれから連結部分の所はこれは炉の所の改修が済んだ後、やってよろしいとそういうことが出来るようになっているのでしょうか。私はね、先程言ったように今の説明を聞いた中ではね、やはり炉を止めた時に炉心の所も連結部分も炉を止めた時に全部一緒に工事をせんと出来ないだろうというふうに理解をしてるんですけど、今の管理者の説明ではそうではなくて、炉心の所の工事は先にやって連結部分は後で工事をやるということがなんか出来そうな説明でしたのでね、そういうことになっているのかどうか。説明してください。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、炉本体と連結管の工事でございますけども、管理者が言ったとおりでございます。今これまで協議する中におきまして、幾つかの案が出て参っております。当然、その中におきまして、コンサルタントも入った、また新たな案というのが提案されまして、それらについて今、具体的に検証をされております。従いまして、今、検証結果がまだ見えてないということもあって、どの方式でやるというのがでておりませんが、今回、3号炉から改善改良工事始めますけども、3号炉、次が2号炉、最後に1号炉という順番でやりますけども、どうしても2号炉までは間に合わすことができない。内容が固まりまして、連結管部分を仮に作るとなった場合は、その製作だけで6ヶ月程度要するという話を聞いておきまして、まず、私どもとすれば、最悪、今年度末の1号炉あたりにそれが間に合えばというふうに期待を持って、そのことにつきましては、見守っているところでございます。以上です。

○議長（中村敏治君）

他に。牟田議員。

○6番（牟田央君）

まずですね、2億774万1,000円がJFEが負担するという、まあ雑入で入ってくる訳ですがね、その根拠はどうしてですかということです。ただ、JFEが2億774万1,000円を負担するからそれでいいじゃないかということでは納得できないんですね。どういう根拠に基づいて、JFEは負担をするのかと。文書なりなんなりあるかと思いますが、そのページを見せてもらわないといかんと。また、これが質疑がされないんですね。ただ、貰うだけでいいんじゃないかという論議があるとすれば、それは間違いだと思います。どうしてJFEが負担するか。法的根拠があるんなら文書があるんならそれを提示してください、まず。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、先程、JFEの方からご説明の際にありましたけども、基本的JFEの方が今回の改善改良に要する経費を負担しますという話がありました。私の方からはその辺につきまして、若干皆様にご説明をしたいと思います。今回の改善改良工事並びに他の長崎市また菊池市への搬送、外部処理にかかります経費の負担につきましては、先程、話があってございましたけども昨年、落雷、台風の際の自家発電機のトラブル等発生したことが、今回の処理低下の大きな要因になっているということからJFEの方から会社の方で負担をするという申し出に基づくものでございます。それと、その根拠でございますけども、もう一つはこれまで発注仕様書を取り交わしたのもございまして、その中で補償期間中に生じた設計及び施行並びに材質及び構造上によるものすべての破損とか故障等が受注者の負担で速やかに補修、改造又は取替えを行わなければならないとなってることとか運転管理業務委託仕様書において、受託者、これはJFEでございますけども、受託業務を円滑、適正に遂行するとともに施設の機能を十分に達成する旨の条文等がございますけども、これに基づいて、JFEの負担ということにさせていただいたというものでございます。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

これね、先程も全員協議会で言いましたようにね、すべての責任を要するにJFEが持つとる訳ですよ。私たち諫早市に市長、副管理者すべて、素人な訳ですよ

ね。それで性能補償をしてもらって多額の140億円のお金で作っているプラントなんですよね。今、事務局長から説明あったんですが、それが契約書なのか、発注仕様書の部分と製作仕様書の部分と二つあるんですよね。発注仕様の仕様書のと、それから工事の実際のする仕様書が二部つくられているはずですよ。それをどういう契約に基づいて、JFEが負担するのか、どういう条文に基づいて負担するのか、その契約書自身の何条に規定されるのか、その説明がないとね。JFEの都合によって、これはJFEがしますよと、これはまず諫早市がお金を出して下さい。それから3年後、どちらが負担するか協議しましょうという協定書かなんなりある訳でしょ。これ今、JFEの都合のいいようにされとるような感じがするんですね。だから、どういう契約に基づいて、何条に基づいてこれは、JFEが負担する義務があるのか。恩恵で負担してもらっているのか。どうなのか。法的義務がないとね、後でJFEから諫早市のいわゆる県央県南環境クリーンセンターから色々言われて負担したんですよということがあってはならないと思うんですよ。どの契約書に基づいて、第何条に基づいて、JFEが負担するか。きちっとした文書で示してください。

○総務課長（今里良二君）

はい、総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

先程、事務局長の方からご説明させていただきましたけれども契約書の中にあ
ります発注仕様書を根拠というふうに考えております。今、手元にですね、持っ
てきておりません。それで、今ここでお示しすることができないんですけども。
あの～、ちょっと内部で検討させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

○議長（中村敏治君）

しばらく休憩します。

（午後6時17分休憩）

（午後6時18分再開）

○議長（中村敏治君）

それでは、休憩前に引き続き本会議を開きます。

当局の答弁を求めます。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

こちら事務局の方で確認をいたしまして、後日お送りさせていただきたいと思
いますけれども、よろしいでしょうか。

他にもですね、資料を出すようにということで別にもありましたので、それと
併せてですね、お送りさせていただきたいと思いますけれどもよろしゅうござい
ますでしょうか。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

これはですね。今、全員協議会の中で言ったようになかなかこの炉はね、きち
っとした炉にするためには、先程の話では何億ぐらいやからという話だった訳で
しょ。1億か2億か3億か分かりませんが、まだかかる炉だと私は思うんですよ
ね。ですから、きちっと法的に JFE がまだまだ負担すべきものがあれば、当然、
負担ばさせんといかんですね。それと、3年間の期間の中でこれも JFE が法的に
きちっと負担すべきものは分けて、この区分はあなた JFE の負担ですよと。こっ
ちは発注者側の責任なのかどがんなのかをするために契約書がある訳でしょ。こ
れをきちっとね法的な問題とすれば、諫早市にも顧問弁護士、その他がいますの
で、当然 JFE にも優秀な顧問弁護士がいるはずですよ。ですから、法的な問題で片
付けないとこれはね。非常に難しい問題だと思いますが、管理者の意見を求めま
す。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

性能保証につきましては、確か5年間だったと思いますが、差し当たって、こ
の3年間のですね状況、この施設の状況を見てですね、3年後にお互い話し合っ
てですね、負担の割合を決めるということでございますので、おっしゃるとおり
これきちっとですね、していかなきゃいかんと。ですから当然、向こうがその性
能そのものいろんな問題があればですね、それはもちろん会社にしてもらわな
きゃいかん訳ですから、だからその辺はですね私どももきちっとですね、今後とも
詰めていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

先程、もうちょっと詳しい説明をすべきじゃなかったかという話の時にですね、各議会の状況等々も説明もされた訳ですね、そしてそれとは別にまた緊急の事態が発生をしてるからということで、それではその緊急の事態というのはどういうものなのかと、いうのは大体は類推をされます、たぶんピット高はどうだという話なんでしょうけども、そういう説明がですね、6月23日に何号炉ですか、3号炉か、改修を始められてるんですよね。今日は10日ですから、なぜこの期間、待てなかったのか。待てない緊急の事態とは一体なんであったのか。もうちょっとですね詳しく説明をされないとこの議案については私、審議できないと思うんです。さらにですね、先程、契約のことが話されました。私ども島原市議会でも特に助燃剤についてはなんで3年後なのかと、全然わからん話ばっかし、クリーンセンターでは続いているという印象を受けとる訳ですね。まあ今後、ということですから、期待をいたしますけれども、本来でしたらですね、時間がおしてなかったら、持ってきて説明をして下さい。聞きたいとこなんですよ。今回もそうでしょう。それに基づいて、確認をされた訳じゃないんですか。向こうが、うちでやりますから、じゃあ、おたくにお任せしましょうということだけだったんですか、そこを確認したいんですよ。向こうはどうおっしゃったんですか。そこんこの法的な確認ですね、をした上でお任せしますよと言われたのか、その辺の何の説明もなくて、ただ、さっきから説明がありますようになんか落雷の話が初めて聞いたんですけれども、大変困った事態になったからということでそういう確認をされたのか、どっちなんでしょう。その辺確認され方がですね、十分説明されていないと思いますんで、2点ちょっとご説明をいただけないでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、一点目。議会でどうしてというふうなことですけども、ご説明のようにこの問題につきましては、先程、説明がされました。3月時点でJFEの方から今回の改善改良工事の申し出がなされておまして、どのように実施をするかということで、3月、4月、5月も含めまして協議をずっと続けて参りました。およそ、コンサルも含めまして協議を行いまして、大体整ったのが6月の前後というふうに記憶をいたしております。当然、6月にこの議会を開催するかというふうなこともございましたけども、ご存知のように各市、6月の定例議会中というこ

ととか、併せまして島原市の方では市議選等でこの組合議員の選考についてもなされてなかったというようなことでございます。そういった中で、まず、急いだ理由といたしまして、先程、JFE の話にございましたように、やはり今年の台風、それで自家発電機の停止、それから小さな営繕というのは非常に頻発をしておりました。で、水漏れ等も発生しながら、まあなるべく、一刻も早く、かかるべきだというふうなことで、JFE とも話をできておったんですけども、今回、その作業をそれだけの作業をするためには、かなり熟練した工事スタッフと申しますか、そういった方の確保というものが大切でございます。そういったものを総合的に調整する中におきまして、どうにか6月の末、23日に改善改良工事に着手したんですけども、その日からそのスタッフ確保が可能だったということと、今回の予算でございますけども、外部委託の経費につきましては、あくまでもこの工事のためには、一時的なごみの外部委託というのが、必要条件になって参りまして、私ども一体的なものと同様、先程、ご説明申し上げましたけども、これがないと改善改良工事にかかることが出来ないというものでございましたので、併せて、改善改良工事とごみの外部委託にかかります経費につきましては、6月の中旬でございますけども、議会開催できない中において、専決処分させていただいたとその後、当然、直近のそれぞれの議会、各市の都合等確認いたしまして、本日、7月10日の組合議会の開催が最も早く開催できた日というふうなことでございました。説明以上でございます。

(発言する者あり)

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

恐れ入ります。二点目のご質問をもう一回、申し訳ありませんけど、お願いできませんでしょうか。

○1番（松本匠君）

確認で向こうが自発的に全額負担してうちでやりますからといってるのか、仕様書に基づくものなのか、どのような話をされてるのかということですね。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

はい。そういった話をいたしまして、その上で、向こうの方も負担するというようなことございましたので、結果としてJFEの全額負担ということで今回は実施させていただくことになりました。以上です。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

そしたらですね、台風あるいは落雷以降、水漏れ等の色んな不測の事態が頻発をしていたという説明なんですけれども、その不測の事態というのは、この例えば6月23日から今日までの間、待てない位の重大な、それ程大きくは無いけれども、重大な事故が続いてたということによろしいんでしょうか。緊急な事態とおっしゃるから、そういうふうには私は受け止めたんですけれども、それが一点。それと先程、おっしゃったようにそれはもう直しますという確認は仕様書に基づいて行われたということと言い訳ですよ。それならばなんでここで示さんのかという気がする訳ですよ。当然、資料は持ってきとかんといかんでしょ。説明資料として。私は時間がかかっても、ここに持ってきて説明して下さいと言いたい位ですよ。出来ないと言われればそれまでですけども。論議が出来ないじゃないですか。我々も確認したいですよ。口でおっしゃっただけではなくて、こういう文言がここに入っているから、こういうふうにお互い確認して、踏み切りましたというのが、ここで示されんといかんですよ。資料として送りますじゃ、我々の決断というか、物事を賛成か反対か決めていく判断材料が無いじゃないですか。私はそう思いますけどね。

○3番（古川利光君）

議長。

○議長（中村敏治君）

古川議員。

○3番（古川利光君）

先程の資料請求でございますけども、ただ、議会はその時に資料を請求しても当局として資料がどうしても提出できなければ、それは後日ということで、議会運営上はですね、そういう決まりがあります。だから、後日、なんといいますかね、提出をして、それでまた次の議会で論議するという事も出来ると思いますが、いかがですか。

（発言する者あり）

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

あの～、要するにおっしゃられてるのは、6月23日にこの改善改良をやってきたと、で、その辺がどうなのかという話でございます。これはですね、あの～

みというのは毎日毎日まいります。毎日ですね、月曜から土曜まで、日曜だけは搬入出来ません。その間ですね、平均230位来る訳ですね。230、場合によっては220とか、週によって私ずっと見ておりますけど。これ毎日毎日、これをですね、1日でもストップ、極端に言えばですよ、というのはそれが溜まるということになります。ですからですね、これはあの生ものといいますかね、毎日毎日が勝負でございますんで、その辺はですね、改良改善、改善改良をですね、いつするかというのは一応この3号炉、2号炉、1号炉ということで来年の3月までの間にですね、どうするかということと、そのごみのピットの溜まり方とかですね、処理の仕方とか、その都度、見ながらですね、こういった6月23日にどうしてもやむ得ないというようなことでやった訳でございますんで、そういったことで、その辺はですね、当然、ただ単に、安易にどうぞ6月23日いいですよじゃなくて、いつも日程的なものを見ながら、それとあるいは搬入先の長崎の状況も見ながらですね、それで向こうの了解も頂けなければなりませんので、そういったことで、色々ございましてですね、このようになった訳でございますんで、その辺はですね、ご了承願いたいとそのように思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

他になければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

○議長（中村敏治君）

これより議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」に対する討論に入ります。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

議案9号に反対いたします。

まず、第1の理由はこの予算はクリーンセンターの炉をですね、かなり大規模に改善改修することに伴う補正予算です。そして、ごみの委託をまた、熊本とか長崎に委託をすることに伴う予算でもある訳ですね。私ね、先程、質疑の中でも申し上げましたけどね、まだ作って間もない今年3年目ですかね。147億もかけて最新式の施設だということで説明されて作った施設がね、昨年度に長崎にごみを委託したのに引き続き、今年度また、こういう事態になるというのはね、本当

に異常な事態だと思うんですよ。それにも関わらず、それに伴う予算をね、管理者の方が専決でやってしまうと、後で議会は事後承認だというような、まず、対応の仕方、議会を、議会に対するね軽視、私はね、これはそのまま見過ごす訳にはいかんと。やはりこういう大事な問題はね、やっぱりきちんと事情も含めて、議会に諮った上で、どう対応するかはね、決めていただきたいという点でまず、それがまず、第一の理由です。

それから二つ目、改良改善の内容にしてもね、まだ全体的にこういう方法でのクリーンセンターを改良改善するという工事の内容が確定していないんですよ。連結部分にしたってまだ、その方法は実験中だと。こんなことね、私は本当、この組合員を構成町の市民が見たらね、驚くと思うんですよ。その辺の小さな町工場の改善工事と違うんですよ。あの大規模なクリーンセンターのね、改造工事を何億かかるか分からんけど、やろうとするのにその工事の内容がまだ確定しとらんと、にも関わらず、組合がこういった予算を通してしまうというのはね、私は決して組合員は認めることは出来んし、議会も私はそういう対応をすべきじゃないというふうに思うんです。

それから最後にね、先程意見も出たようにメーカーがお金を出すからいいということじゃないんですよ。そのこと色々問われて、メーカーがお金をその負担をするという根拠は何なのかと。当然、この議会の中で質疑が出るというのは分かってるでしょ。にも関わらず、そういう質疑に対してのきちんとした答弁の準備もしてないと。私はね、本当、管理者はね、そういった点では本当に議会で審議をしてもらおうと姿勢があるのかどうかと、もう専決でやっ取るんだから、議会がどういったからってもう決まったことだというふうな態度にしか私は見えないと思うんです。そういったやり方についても私は決して認めることができませんので、この議案には反対いたします。

○2番（永尾邦忠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

永尾議員。

○2番（永尾邦忠君）

いろいろなご意見がございましたけれども、現実としましてはですね、構成都市26万人のごみが毎日集まってくる訳でありまして、メーカーの方の説明もございましたとおり、これが、きちっとこの作業が行われることによって、よりよいごみ処理が出来るということであればですね、なんとかこの今の体制、この議案第9号、これを賛成させていただいてですね早く安定したごみ処理が出来るような、そういうものを造りあげていただきたいというふうに思っております。

○議長（中村敏治君）

他にありませんか。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

大変、悩ましい問題であります。どうしようかと大変迷いましたが、反対をいたします。というのはですね、やっぱり説明不足ですよ。聞いてて何も分からない。例えばさっきでたこちらであったごみの搬入状況、私、初めて来たんですけども、前もってさらっとは目を通しておりましたけども、そういう状況も詳しく分からない。そして更にですね、緊急な事態、ご説明いただきましたけれども、なかなか納得できるものではございませんでした。今回の改良改善というのはですね、この2年と半年をかけたときですね、いってしまえば今までの総決算な訳ですよ。私、そう思うんです。その総決算をやるにはですね、あまりにも説明不足だし、資料もないし、それにはまだ研究中のこともあるという説明ではですね、帰ってこういうことで賛成をしてまいりましたというにはですね、私自身に条件が大変厳しゅうございますので、迷いましたけれども反対をいたします。おっしゃるとおり、ごみが毎日の物ではありますけれども、それも十分理解をしておりますが、今後の論議のあり方も含めてですね、今の立場をとらせていただきます。残念です。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

あのですね。私も色々意見が出ております。私も内容は良く分かります。それとやはり先程業者から色々出てますけども、やはりこれだけ提案するからには、もうちょっと説明責任があると思います。それに説明不足の点が多々あると思います。だから誤解を招いているんなことあると思うんですけど、どうしてもこの予算についてはですね、どうしても難しい点もありますけれども、これを通さなければ、明日からのまあ26万人のごみですね、これがストップするというのも慎重に考えた上で、それともう一つ、私が一つ有り難いことはですね、ダイオキシンが0ということは非常にこれはうれしいことと思います。それだけは救いであってですね、もう、矢も無くこの予算はやはり通すべきだろうと私は思ってですね賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

ます。以上です。

○13番（古川利光君）

議長。

○議長（中村敏治君）

古川議員。

○13番（古川利光君）

あの～反対はしません。あのですね、まあ色々いってらっしゃることよく分かるんですが、私は焼却場のすぐ下に住んでいます。そしたらね、ごみそのいっぱい溜まっております。そしたら地域住民としてはですね、やはりこれは早く処理してもらわないと生活も不安になりますから、だから一刻も早く、そういう手立てをしてですね、そして、JFE としっかりとしたもので私は契約をしていると信じていますので、だからそういう意味からするとですね、やはり26万のエリア内の人たちのごみを全部、私のすぐ頭の上に持ってきてもらってですね、そして、一杯積んであるんです。だから、それはいつも不安で見てる訳ですから、出来ればそれは今、そのようなことは処理することはしっかり処理するという手立てをたてながら、やはりこの予算については、どうなのかということを検証しながらですね、是非この予算自体はですね、通していただいて、一刻も早く、処理をして正常になして欲しいというふうに思っておりますので、私は色んなご意見もよく分かりますが、これについては是非通していただきたいと思います。

○議長（中村敏治君）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

他になければ、これをもって討論を終結いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議長（中村敏治君）

起立多数であります。

よって、議案第9号は承認されました。

○議長（中村敏治君）

次に、議案第10号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので本村三郎監査委員の退場を求めます。

提案理由につきまして事務局の説明を求めます。

事務局長

○事務局長（金原憲昭君）

議案第10号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」をご説明いたします。本組合監査委員であります本村三郎氏が本日、平成19年7月10日で任期満了となっておりますので、識見を有する者のうちから選任する次期委員につきまして、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。

候補者につきましては、引き続き、島原市代表監査委員である本村三郎氏で、同氏の略歴は別紙記載のとおりでございます。監査委員は地方自治法第196条第1項において、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任することとなっております。本村三郎氏が適任であると存じ、ご提案申し上げるものでございます。よろしくご審議いただき、ご同意たまわりますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

○議長（中村敏治君）

議案第10号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

異議なしと認めます。

○議長（中村敏治君）

よって、議案第10号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、本村三郎氏を選任することに決定いたしました。

本村三郎氏の議場への入場を求めます。

この際、本村三郎氏からごあいさつをお願いいたします。

○監査委員（本村三郎君）

ただ今、選出をいただきました本村三郎です。就任にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。先程は、当組合監査委員の選出に際しまして、格別のご高配により同意をいただきまして、誠に有難うございます。この上は、皆

様方の期待に添うよう努力を重ねて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。

○議長（中村敏治君）

次に、議案第11号「監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。本案につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので柴田安宣議員の退場を求めます。

○議長（中村敏治君）

提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局長

○事務局長（金原憲昭君）

議案第11号「監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」をご説明いたします。

本組合議員のうちから選任する監査委員でありました大久保正美議員が議員辞職願を提出されておりますので、次期委員として別紙候補者柴田安宣氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を必要とするため、この議案を提出するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご同意たまわりますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

議案第11号「監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」は、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

異議なしと認めます。よって議案第11号「監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意をもとめることについて」は、8番 柴田安宣議員を選任することに決定いたしました。

柴田安宣議員の入場を求めます。

○議長（中村敏治君）

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたし

ました。

今期臨時会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認めます。

これをもって、平成19年第2回県央県南広域環境組合議会臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。大変失礼しました。

(午後6時51分閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 中村 敏治

署名議員 石場 照喜

署名議員 牟田 央